平成２９年（ヒ）第１５号
さいたま市北区吉野町２丁目226番地１
清算株式会社　株式会社ケイワイエス
代表清算人　山本　進吉
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別表の弁済額欄記載の金員を弁済する。なお、協定債権とは、清算株式会社の債権者の債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう（会社法515条３項）。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各別表の弁済額算定基準金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。なお、弁済額算定基準金額とは、協定債権金額のうち、利息及び遅延損害金を除いた金額をいう。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第２４号
東京都千代田区岩本町１丁目２番13号
再生債務者　ダイカポリマー株式会社
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成29年９月14日から平成29年９月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２５号
栃木県那須塩原市折戸148番地
再生債務者　株式会社塩原ゴルフクラブ
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成29年９月15日から平成29年９月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２９年（再）第５号
群馬県みどり市大間々町高津戸1441番地
再生債務者　株式会社大間々カントリー倶楽部
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年７月12日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２８年（再）第４号
東京都港区東新橋１丁目10番１―1404号、開始決定時の住所千葉県八千代市八千代台北16丁目３番８号ジュネパレス八千代34―201
再生債務者　齋場　英臣
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画遂行
平成29年７月12日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再）第３号
福井県坂井市春江町大牧第２号21番地27
再生債務者　福田　真澄
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成29年７月12日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１１５号
千葉県船橋市印内３丁目34番１―212号
再生債務者　細金　英樹
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月15日から平成29年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１２４号
千葉県千葉市稲毛区小深町90番地94
再生債務者　伊藤　卓也
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月15日から平成29年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第４８号
兵庫県西宮市山口町上山口１丁目１番22号
再生債務者　濵田　義輝
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月８日から平成29年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第１２０号
千葉県千葉市花見川区浪花町951番地３
再生債務者　藤井　貴之
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月16日から平成29年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第２６号
兵庫県川西市多田院２丁目19番34号204
再生債務者　蔵前　裕也
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月16日から平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２９年（再イ）第２８号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目184番地の２
東園田エクセルコート102号
再生債務者　山辺こと　山邉　香織（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月９日から平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第５０号
兵庫県西宮市上大市５丁目22番４―301号
再生債務者　筏　　慎一
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月９日から平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第３号
熊本県天草市河浦町宮野河内1102番地
再生債務者　上口　和弘
１　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月９日から平成29年８月16日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（再イ）第４号
北海道浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目２番３―403号　東町ちのみ４丁目団地Ａ棟403号
再生債務者　大竹　徹也
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月17日から平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２９年（再イ）第１１号
千葉県匝瑳市東小笹1157番地13
再生債務者　半戸　隆司
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成29年８月17日から平成29年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係